

## 知多市庁用車（集中管理車）広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成20年知多市告示第38号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、知多市が所有する自動車への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 庁用車 知多市庁用車運行に関する規程（昭和50年知多市訓令第4号）第1条に規定する市の所有する自動車をいう。
- (2) 集中管理車 市の業務遂行のために使用する庁用車のうち、業務の円滑かつ効率的な運行及び安全運転の推進を図るため、総務部財政課にて集中的に管理する自動車をいう。
- (3) 広告 集中管理車に掲載する広告をいう。
- (4) 広告主 集中管理車に掲載する広告により、自らの商品やサービス、事業などを宣伝する者をいう。
- (5) 広告掲載者 集中管理車に広告を掲載する広告主又は広告主に代わり、広告掲載の申込、広告の作成、提出、掲載等の手続きを行う者をいう。

（広告掲載の車両）

第3条 広告を掲載する車両は、庁用車のうち、集中管理車であって、広告スペースが確保できる車両とする。

（広告掲載の基準）

第4条 広告は、要綱第3条及び審査基準第2条に定める基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げないものとする。

2 要綱第3条第2項第16号に規定する広告として掲載することが適当でないとし、市長が認めるものとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 破産者で復権を得ない者の広告

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者の広告
- (3) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競争、パチンコその他これらに類するもの
- (4) 占い、運勢判断その他これらに類するもの
- (5) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するもの
- (6) 蛍光、反射効果を有する材質が使用されたもの等、集中管理車運行中において周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの
- (7) 文字表記が縦書きであるもの等、集中管理車運行中において周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれのあるもの
- (8) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (9) 都市景観との調和を損なうもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、集中管理車運行上の支障となる恐れのあるもの  
（広告掲載の場所）

第5条 広告掲載の場所は、車両の前部又は後部座席の左右両側面とする。

（広告掲載の規格）

第6条 集中管理車に掲載する広告の規格は、1か所当たり縦50センチメートル、横70センチメートル以内とする。

（広告掲載の方法）

第7条 集中管理車の車体への広告掲載の方法は、あらかじめ広告を印刷したマグネットシート（カッティング・マグネットシート）又は特殊粘着フィルム（ラッピング・フィルム）等（以下「広告物」という。）剥離が可能な素材を車体に貼り付けるものとし、車体への塗装は行わないものとする。

2 前項のうち、特殊粘着フィルムは、広告掲載期間中、車体からの剥離が生じないものであって、かつ広告撤去に際して車体の塗装の剥離等が生じないような材質としなければならない。

（広告掲載の期間）

第8条 広告掲載の期間は、1月を単位とし、一件の広告掲載の期間は、原則とし

て最長1年間とする。ただし、再掲載を妨げないこととする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、市の広報及びホームページに掲載して行う。

2 広告掲載者は、知多市庁用車(集中管理車)広告掲載申込書(第1号様式)に広告のデザインの素案等必要書類(以下「申込書等」という。)を添えて、市長が指定する期間内に提出するものとする。ただし、市の入札参加資格を有する者は、納税証明書、商業登記簿謄本及び身元証明書の添付を省略することができる。

3 その他募集について必要な事項は、募集要項で定めるものとする。

(広告掲載及び広告掲載者の決定)

第10条 市長は、前条により申込書等を受けたときは、第4条の規定により広告主及び広告の内容を審査し、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定し、その結果を知多市庁用車(集中管理車)広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告掲載者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、掲載を可とするものの数が募集した数を超える場合は、次の優先順位により決定するものとする。この場合において、同一の順位に広報掲載者が複数あるとき又は、次の規定により難しい場合は、抽選により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人その他これらに類するもの

(2) 第2順位 公共交通機関、ガス会社、電力会社、郵便事業会社、新聞社、銀行、信用金庫、及び農業協同組合等市民の生活に関連する公共的性格のある私企業等

(3) 第3順位 市内に事業所を有する事業者若しくはこれらの連合体

(4) 第4順位 前各号に掲げる以外のもの

3 市長は、申込書等を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告掲載者に修正を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載者は、市長が指定する日までに、市に広告の原稿を提出しなければならない。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告掲載者が負担するものとする。

3 広告の原稿には、広告の他、広告の下部右側に縦6センチメートル横35センチメートル以上の大きさで、「知多市有料広告」と表示しなければならない。

4 市長は、広告の原稿が第4条に規定する基準を満たしていないときその他広告の内容が不相当であると認めるときは、広告掲載者に対し、広告内容の補正を指示するものとする。

5 前項の規定による指示があったときは、広告掲載者は、広告の内容について補正し、市長が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(広告掲載者の責任)

第12条 広告掲載者は、集中管理車に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告掲載者は、第10条の規定により決定を受けた集中管理車の広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告内容の変更)

第13条 広告掲載者が広告掲載の期間内に広告内容の変更を行う場合は、知多市庁用車(集中管理車)広告掲載変更申込書(第3号様式)を市に提出するものとする。

2 市長は、前項による申込書を受けたときは、第4条の規定により広告主及び広告の内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、その結果を知多市庁用車(集中管理車)広告掲載変更決定通知書(第4号様式)により、広告掲載者に通知するものとする。

(広告の作成、掲載、変更、撤去及び費用負担)

第14条 広告の作成費用及び集中管理車への掲載及び変更費用、また、掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合(広告掲載が取り消された場合を含む。)の撤去費用については、広告掲載者が負担するものとし、市長の指示する仕様に従って広告の作成、掲載、変更及び撤去をするものとする。

2 広告掲載者は、広告の掲載、変更及び撤去を行おうとするときは、集中管理車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載、変更又は撤去により、集中管理車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告掲載者が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告の修復)

第15条 天災、その他不可抗力による場合を除き、集中管理車に広告を掲載した後に、集中管理車の運行に伴う事故等、市の責に帰すべき事由により広告がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲載料)

第16条 広告掲載料の種類及び期間当たりの金額等はそれぞれ別表に定めるとおりとする。

(広告掲載料の納入)

第17条 広告掲載者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第18条 既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告掲載の決定後、広告の掲載開始前において、広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

(2) 広告の掲載期間中に広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなくなった場合は、日数に応じて、広告掲載料を返還する。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

2 前項第2号及び第3号の規定による広告掲載料の返還において、1月に満たな

い日数分は日割りとし、算定した広告掲載料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載者が、第16条に規定する期日までに、広告掲載料を納入しないとき。

(2) 要綱第3条及び審査基準第2条の基準並びに第4条第2項の規定に抵触すると認められたとき。

(3) その他特に市長が広告掲載に支障があると認められたとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、市長は広告掲載者に対し、その賠償の責めを負わない。また、納入済みの広告掲載料は返還しない。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に広告の取扱い及び掲載について許可決定を受けた広告事業に係る規定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後の期間に係る広告掲載料から適用し、同日前の期間に係る広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後の期間に係る広告掲載料から適用し、同日前の期間に係る広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別表

広告掲載料

種 類	掲 載 期 間	掲載料（1か月当たり）
普通自動車 小型自動車	1か月以上5か月間まで	2,090円
軽自動車	6か月以上12か月間まで	1,570円

様式は省略